

Ⅱ 生涯活躍のまち形成事業計画の作成について

- ・地域再生計画の認定を受けた市町村は、地域再生計画に記載した生涯活躍のまち形成事業に関する事項の具体的な実施を図るため、具体的な事業内容等を詳細に定める生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができる。
- ・生涯活躍のまち形成事業計画は、地域再生計画の作成主体である市町村のほか、都道府県知事、「運営推進機能」を担う事業主体（地域再生推進法人）、事業に参加する事業者等で組織された地域再生協議会における協議を経て作成することとされている。計画内容について関係者間で合意形成を図り、これを地域全体で共有を図るためである。

① 生涯活躍のまち形成事業計画の策定手続

ア 地域再生協議会

(1) 地域再生協議会の設置（法第 5 条第 9 項及び第 17 条の 14 第 1 項）

- ・事業計画を作成する際には、地域再生計画を作成した地方公共団体のほか、地域再生推進法人、都道府県、移住支援や地域づくりを行う事業者、就業や生涯学習など社会的活動を支援する事業者（公共職業安定所やシルバー人材センター、大学、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設など）、医療・福祉サービスの提供事業者（医療法人や社会福祉法人など）、住民など地域の様々な関係者が参画する地域再生協議会を設置し、事業計画に盛り込まれる内容等について協議し、多様な意見が適切に反映されるようにすることが必要である。
- ・このため、事業に参画する関係者の連携のもとに事業を進めるため、生涯活躍のまち形成事業計画を作成するにあたっては、地域再生協議会の協議を経ることとされている（法第 17 条の 14 第 1 項及び第 2 項）。
- ・地域再生計画の作成にあたっては、地域再生協議会を組織することは任意となっているが、生涯活躍のまち形成事業計画の作成にあたっては、認定市町村は協議会における協議を行う必要があるため、生涯活躍のまち形成事業計画の作成を検討している市町村にあっては、あらかじめ協議会を組織しておくことが望ましいものと考えられる。
- ・なお、「生涯活躍のまち」構想を具体化するにあたっては、中長期的に事業の自立性や持続可能性を確保する観点から、事業の実現性や継続性、地域への効果などについて、関係事業者のみならず教育機関、地域金融機関、住民など幅広く知見を結集して検討を行うことが重要となる。また、入居希望者を計画段階から募集すること等を通じ、将来の入居者にとって魅力的な地域づくりに関する事業計画を作成することも考えられる。

(2) 地域再生協議会の構成員（法第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条の 14 第 2 項）

・地域再生協議会の構成員は、法第 12 条第 2 項及び第 3 項において

（ア）地方公共団体

（イ）地域再生推進法人

（ウ）地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

（エ）当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者（任意）

（オ）その他当該地方公共団体が必要と認める者（任意）

が構成員となるとされているが、生涯活躍のまち形成事業計画を作成する場合は、これ以外に、

（カ）都道府県知事

（キ）法第 17 条の 24 の旅館業の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 1 項各号に規定される者

（ク）法第 17 条の 23 第 2 項及び第 4 項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 2 項に規定される者（任意）を構成員として加えた協議会で協議する必要がある。

・（カ）の都道府県知事は高齢者居住安定確保計画、都道府県介護保険事業支援計画、医療計画等の高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画を策定する主体であり、生涯活躍のまち形成事業の実施に密接な関係を有することから、必須の構成員とされている。

・（キ）については、旅館業の特例を利用する場合に、旅館業法第 3 条第 4 項に基づき旅館業の許可にあたって意見を求めることとされている近隣の学校長などを地域再生協議会に加えて意見を反映することができるようにしている。

・なお、実際の協議の場への出席者は、各組織の長である必要はなく適切な者が代理で出席することも考えられる。

・（ク）については、介護保険法第 78 条の 2 第 7 項及び同法第 115 条の 12 第 5 項において、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定にあたって意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている介護保険の被保険者その他の関係者について、市町村の判断で必要に応じて地域再生協議会に加えることができるとしている。

② 生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項

ア 基本的記載事項（法第 17 条の 14 第 3 項各号）

- (1) 生涯活躍のまち形成地域の区域（法第 17 条の 14 第 3 項本文）
- (2) 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 1 号）
- (3) 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高年齢者向け住宅及び当該高年齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 2 号）
- (4) 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス及び介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 3 号）
- (5) 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 4 号）
- (6) その他生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項（法第 17 条の 14 第 3 項第 5 号）

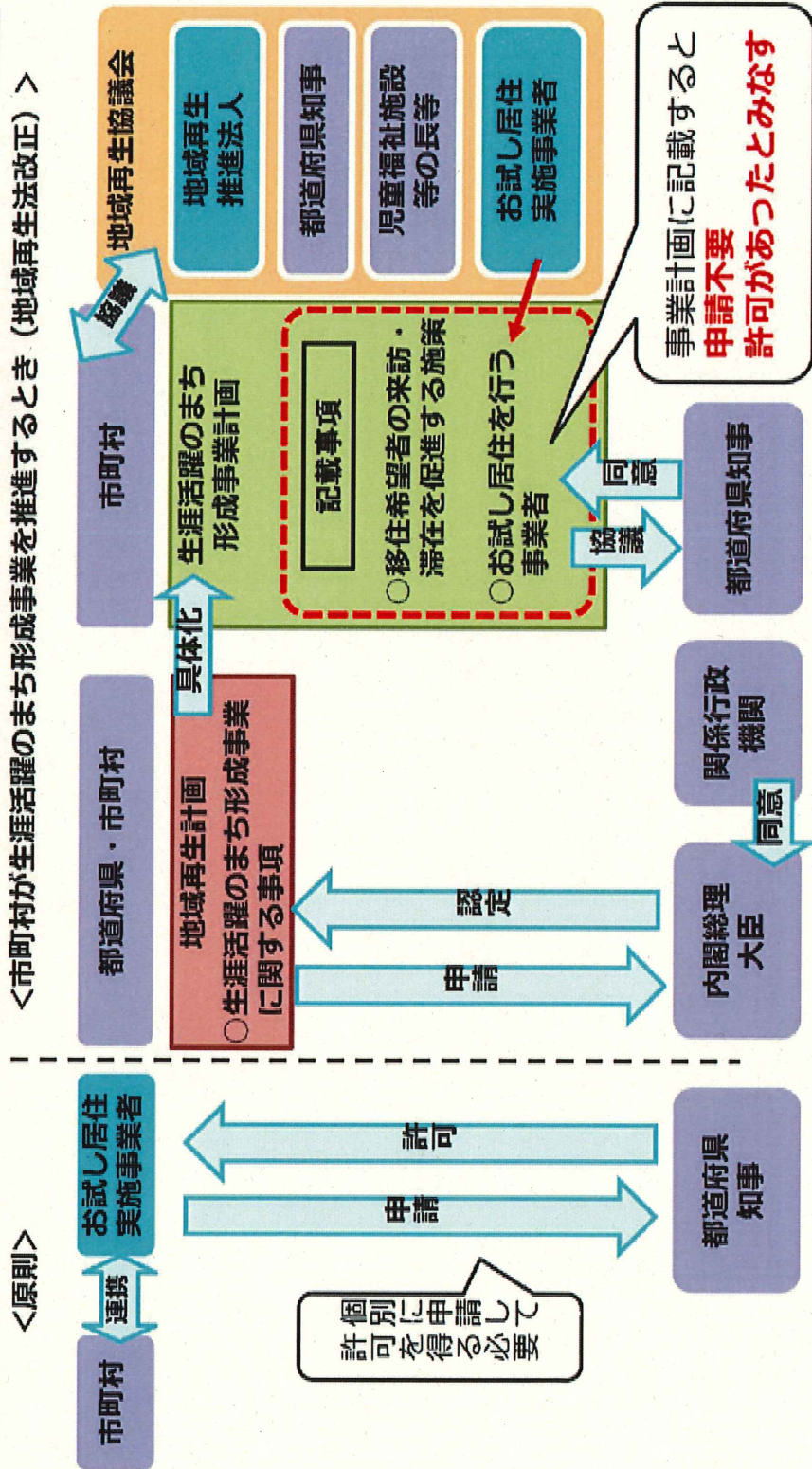
イ 任意記載事項（法第 17 条の 14 第 4 項各号）

- (1) 労働者の委託募集に関する職業安定法の特例
- (2) 有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例
- (3) 介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例
- (4) 旅館業の許可に関する旅館業法の特例

■旅館業の許可に関する旅館業法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（旅館業法関係）

- 現在、市町村がお試し居住を実施する事業者と連携してお試し居住を実施する場合であって、その一部が旅館業法の許可を受ける必要があるときは、事業者は個別に申請しなければならない。
- 今般、地域再生法の改正により、市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する際に、併せて事業者の旅館業の申請手続が行えるよう、その手続についての特例措置を講ずる。



生涯活躍のまち形成事業計画の参考様式例

※ あくまで生涯活躍のまち形成事業計画の構成の一例であるが法令上盛り込むこととされている事項以外についても、生涯活躍のまち形成事業計画として、少なくとも以下に示す内容を含んでいることが望ましい。

生涯活躍のまち形成事業計画（例）

※ タイトルは自由だが、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づく「生涯活躍のまち形成事業計画」であることが分かるよう、少なくとも副題等で明記することが望ましい。

平成〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市区町村

目 次

第1章 計画の基本理念

1. 計画の趣旨・位置づけ
2. 区域の設定
3. 関連計画等と本計画との関係
4. 計画策定の手続き
5. 根拠法令

第2章 計画対象地域における現状・課題

1. 現状
2. 課題

第3章 計画対象地域における事業・取組

1. 全体概要
2. 事業実施地域の全体イメージ
3. 個別の事業・取組内容

第4章 計画に基づく特例

1. 委託募集の特例
2. 有料老人ホームの届出の特例
3. 居宅サービス事業等に係る指定の特例
4. 旅館業の許可の特例
5. サービス付き高齢者向け住宅の入居要件の設定の特例

第5章 計画の成果目標の設定

参考資料